

## 愛媛県内自治体 奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	協力企業の例	ホームページ
愛媛県	愛媛県 中核産業人材確保 支援制度	大学生・大学院生	・申請の翌年度末に大学、大学院を卒業又は終了予定 ・日本学生支援機構奨学金（一種又は二種）を貸与中 ・「ものづくり産業分野（建設業、製造業、卸売小売業、土木建築サービス業）」、「IT関連分野（製造業、情報通信業）」、「観光分野（宿泊業、飲食サービス業、旅行業）」に属する事業を営む登録企業への就職を希望する者	年度ごとに 決定	・登録企業へ正社員として就職 ・1年間の就業 ・1年間の奨学金の返還	117.6万円 （奨学金年間返還額の2/3または16.8万円のいずれか低い額を、就業実績・返還実績に応じ、最長7年間助成）	愛媛県HPに登録企業一覧を掲載 （年度ごとに登録・公表）	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h30580/syogakukinn/henkansenseido.html">https://www.pref.ehime.jp/h30580/syogakukinn/henkansenseido.html</a>
宇和島市	宇和島市 奨学金返済支援事業	申請年度に満30歳以下の方	・高校、大学等の在学中に、奨学金の貸与を受けた者 ・申請年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者 ・満30歳以下で、現に宇和島市に居住しており、引き続き5年を超える期間本市に居住の意思がある者 ※公務員は対象外	設定なし	・宇和島市に居住しており、平成27年3月1日以降に宇和島市に本社を有する事務所等に1年以上継続して就労している者 ・延滞なく奨学金を返済している者 ・市税等の滞納がない者	100万円 （年間上限20万円×5年間、交付申請年度の前年度奨学金返済額の2/3を、年度末に認定者あてに支給）		<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/soumu123.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/soumu123.html</a>
新居浜市	新居浜市 奨学金返済支援事業	社会人	①奨学金の貸与を受けて、大学院・大学・短大・専修学校 専門課程・高等専門学校・高等学校・高等技術専門学校に進学した人 ②奨学金を1年分以上返済済みで、奨学金返済金、市税等に滞納がない人 ③第1回目の交付申請時の年齢が30歳以下で、新居浜市に住民票がある人	上限なし	以下のいずれかを満たす人 (1)平成27年3月以降に市内に本社のある中小企業に就職し、1年以上継続して雇用されている人 (2)平成27年3月以降に市内において起業し、1年以上継続して事業を行っている人 (3)平成27年3月以降に市内において第一次産業に従事し、1年以上継続して従事している人	最大60万円 （20万円/年×3年） 【補助額】 年間奨学金返済額の2/3（最大20万円） 【補助回数等】 1年間に1回、最大3回まで補助（ただし、第1回目交付日から5年を期限とする）	なし	<a href="https://www.city.niijima.lg.jp/soshiki/sousei/shougakukinhennsaishien.html">https://www.city.niijima.lg.jp/soshiki/sousei/shougakukinhennsaishien.html</a>
上島町	上島町 ゆめしま奨学金制度	通年	特になし	制限なし	利子については無条件。 元金については、大学等卒業後10年以内に上島町に帰ってきた方を対象に、その後10年間かけて元金を補助。 ※前提として、ローン借入者（保護者）が町内在住かつ町税等の滞納がないこと	利子については、帰ってこなくても全額返還支援。 元金については、10年かけて返還支援するため、返還支援開始後転出した際は、その時点で終了。		<a href="https://www.town.kamijima.lg.jp/soshiki/4/11751.html">https://www.town.kamijima.lg.jp/soshiki/4/11751.html</a>

## 愛媛県内自治体 奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	協力企業の例	ホームページ
伊方町	奨学金返還者支援 企業等補助事業	新規採用者で採用の日から 5年を経過するまでの者	<p>企業等の事業主が常勤として雇用する従業員に対し、伊方町奨学金の返還を支援するための助成金を支給します。</p> <p>（１）補助対象者 町内に事業所を有する法人格のある企業等の事業主で、奨学金返還助成金支給企業等支援補助金適用事業所の認定を受けた者</p> <p>（２）補助金の額 伊方町奨学金の当該年度の返還金について、事業主が助成金として従業員に支払った額の4分の3に相当する額</p> <p>（３）補助期間 同一の従業員について、新たに雇用された年度を含む5年間</p>	6人	町長が事業所ごとに認めた職種の新規採用者であって、採用の日から5年を経過するまでの者 ただし、過去に本制度の適用となる事業所に勤務して支援を受けたことがある者は対象としない	108,000円×5年 （奨学金の当該年度分返還金に対する助成金として、事業主が新規就業者に対して支給した額の4分の3の額を最大5年間、事業主に支払う。）	<a href="#">社会福祉法人 伊方町社会福祉協議会</a> <a href="#">社会福祉法人 伊方社会福祉協会</a> <a href="#">高齢者総合福祉施設 瀬戸あいじゅ</a>	<a href="https://www.town.i-kata.ehime.jp/uploaded/life/8877_3924_0_misc.pdf">https://www.town.i-kata.ehime.jp/uploaded/life/8877_3924_0_misc.pdf</a>
愛南町	奨学金返済支援事業	社会人	<p>①～④の要件の全てに該当する者</p> <p>①町の住民基本台帳に登録があり、現に居住している満40歳以下の者であって、引き続き5年を超える期間居住する意思のあるもの</p> <p>②大学等に進学し、奨学金等の貸与を受けた者</p> <p>③補助金の交付を申請する年度の前年度以前に奨学金の返済を開始した者であって、遅滞なく返済を行っている者</p> <p>④以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町に本社等を有する企業等に就職し、1年以上継続的に</li> <li>・町内において起業し、1年以上継続して事業を行っている者</li> <li>・町内において第一次産業に従事し、1年以上継続して従事している者</li> </ul>	上限なし	<p>①町税等を滞納していないこと。</p> <p>②原則として町の他の移住定住の促進及び就業促進に係る補助事業等の給付を受けていないこと。</p>	20万円 （補助の対象となる期間(年度内の返済が対象のため、最長でも申請年度の4月から翌年3月までの)最終返済月の返済を確認後、申請者に支払う。） （一人当たりの申請回数は、最大で5か年度）	該当なし	<a href="https://ainan-t.esnet.ed.jp/syougakuin">https://ainan-t.esnet.ed.jp/syougakuin</a>